

徳島県告示第四百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年十月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社永和	名西郡石井町高原字東高原一 三番地一	訪問看護ステーション 永和	名西郡石井町高原字東高原一 三番地一	介護予防訪問 看護	令和六年十月一日
合同会社福祉サービ ス	阿南市津乃峰町戎山一二三番 地三	訪問看護きらめき	阿南市津乃峰町戎山一二三番 地三	同	同
医療法人新心会	同 新野町信里六番地一	医療法人新心会馬原医 院	同 新野町信里六番地一	介護予防短期 入所療養介護	同